

とりまとめ後のスケジュール

○令和4年10月頃

労働条件分科会に報告

○令和4年12月

改善基準告示改正

→ 改正後速やかに、周知、荷主対策を実施

○令和6年4月～

時間外労働上限規制（年960時間）の適用

改善基準告示の適用

以上